発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年７月29日
【発行者の名称】	エム・デー・ビー株式会社（M.D.B Corporation）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　下茂　奉文
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神宮前五丁目52番2号
【電話番号】	03-5467-7740（代表）
【事務連絡者氏名】	総務部長　倉田　乾一
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長　永堀　真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町４番２号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/company/ratio.php
【電話番号】	03-3666-2321（代表）
【取引所金融商品市場等に関する事項】	株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	エム・デー・ビー株式会社 https://www.mdb.co.jp 株式会社　東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp

【投資者に対する注意事項】

１．TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部【企業情報】第３【事業の状況】４【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

２．発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

３．TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

４．東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第１ 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第34期	第35期	第36期
決算年月		2024年４月	2025年４月	2026年４月
売上高	（千円）	―	―	2,355,598
経常利益	（千円）	―	―	186,796
親会社株主に帰属する当期純利益	（千円）	―	―	105,488
包括利益	（千円）	―	―	121,631
純資産額	（千円）	―	―	625,253
総資産額	（千円）	―	―	1,438,150
１株当たり純資産額	（円）	―	―	625.25
１株当たり配当額（うち１株当たり中間配当額）	（円）	―（―）	―（―）	―（―）
１株当たり当期純利益	（円）	―	―	105.48
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	（円）	―	―	―
自己資本比率	（％）	―	―	43.5
自己資本利益率	（％）	―	―	16.9
株価収益率	（倍）	―	―	4.7
配当性向	（％）	―	―	―
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	―	―	94,201
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	―	―	△40,725
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	―	―	△32,064
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	―	―	651,689
従業員数〔ほか、平均臨時雇用人員〕	（名）	―（―）	―（―）	228(19)

（注）１．当社は第36期より連結財務諸表を作成しておりますので、第34期及び第35期については記載しておりません。また、第36期の自己資本利益率は連結初年度のため、期末自己資本に基づいて算定しております。

２．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、当連結会計年度においては希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

３．１株当たりの配当額及び配当性向については、配当を行っていないため、記載しておりません。

４．第36期の連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条の第3項の規定に基づき、永和監査法人の監査を受けております。

５．従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数は年間平均人員を（ ）外数で記載しております。

２ 【沿革】

(1) 当社の創業の経緯

当社代表取締役社長の下茂奉文が「社会のコンピューターシステム化及びネットワーク化に寄与したい」という想いを具現化するために、1991年３月に当社を設立いたしました。

(2) 事業の変遷と主な沿革

設立当初は、特定業種・企業からの業務受託のみを行っておりました。

その後、着実に業務実績とノウハウを積み重ねるとともに、顧客範囲の拡大と事業領域の拡大に取り組んでまいりました。この結果、情報通信会社以外にも金融機関・小売業・財団法人・商社など、幅広い顧客層を獲得することができました。そして、人員を増強し、小規模から大規模までのシステム開発業務を提供できる体制を構築いたしました。

また、静岡県静岡市葵区・愛知県名古屋市中区等に拠点を設け、各エリアの顧客ニーズに対応した業務を提供し、首都圏だけではなく東海エリアでも多様な業務を提供できる体制を構築いたしました。

さらに、福島県での新規事業及び雇用創出のために、福島県双葉郡に「ふくしまデジタル・コンテンツ・センタ」を設け、福島県及び震災地域復興へ貢献するとともに、デジタルデータ処理・分析業務など全国から受注・提供できる体制を構築いたしました。当社設立以降に係る経緯は以下のとおりであります。

年月	概要
1991年３月	会社設立
2003年12月	本社を東京都新宿区へ移転
2006年12月	プライバシーマーク認定
2007年１月	静岡県静岡市に「静岡センター」を設立
2007年７月	資本金を25,000千円に増資
2007年８月	愛知県名古屋市に「名古屋センター」を設立
2009年４月	大手生命保険会社の保険証券管理システム開発業務を提供
	大手小売会社の流通系インフラシステム構築業務を提供
	大手通信会社の施設管理システム開発業務を提供
2010年５月	ISO27001（ISMS認証）を取得
2010年11月	本社を東京都板橋区へ移転
2011年４月	財団法人の台帳・帳簿登録閲覧システム開発業務を提供
	金融機関向け業務系サーバー・インフラシステム構築業務を提供
	情報通信会社のシンクライアント設計・構築業務を提供
2013年４月	金融機関向け業務アプリケーション設計・開発業務を提供
	財団法人の高速画像検索システムの開発業務を提供
	商社の社内サーバーリプレース業務を提供
2014年２月	本社を東京都渋谷区へ移転
2014年８月	福島県双葉郡に「ふくしまデジタル・コンテンツ・センタ」を設立
2015年４月	官公庁向けの地図情報整備業務を提供
2017年４月	ドローン搭載用システム研究開発業務を開始
2017年10月	神奈川県横浜市に「横浜リサーチセンター」を設立
2018年６月	eラーニングシステムサービス提供を開始
2021年８月	MDBプランニング株式会社を取得
2021年12月	MDB Corporation Ltdを取得
2023年11月	株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market　上場
2025年12月	株式会社ファンタス（現連結子会社）を子会社化

３ 【事業の内容】

当社グループは、「常に一歩進んだシステムを提案、構築する人材集団を目指す」をスローガンに、主に大手電機機器メーカーや大手情報通信企業から業務を受託しサービスを提供する情報ソリューション事業を営んでおります。

情報ソリューション事業はSIサービス及びデジタルコンテンツサービスから構成されております。

なお、当社グループの報告セグメントは情報ソリューション事業のみであるため、セグメント別の記載に代えて、サービス区分別に記載しております。また、非連結子会社のMDBプランニング株式会社及びMDB Corporation Ltdは重要性が低いことから記載しておりません。

サービス区分	主な事業内容	主な契約形態
(1)SIサービス	システム設計・開発・導入支援、保守業務	準委任契約/派遣契約
	Web作成、各種デザイン、保守業務	
	サーバーの設計、構築、保守業務、クラウド・DX支援	
(2)デジタルコンテンツサービス	画像解析サービス	請負契約
	地図作成サービス	
	各種コンテンツ請負業務	

(1) SIサービス

クライアントのシステム・Web・サーバー構築のニーズに応じて、設計・開発・導入・運用支援等のソリューションサービスとなります。

主に、金融機関・官公庁・通信業界・流通業界などの社会インフラを支えるクライアントに対して、専門的な知識と技術等を提供しております。また、導入後の各種保守業務を提供し、幅広くクライアントニーズに対応したサービスを提供しております。

全国に複数拠点（渋谷区、板橋区、静岡市、名古屋市等）を設け、首都圏から東海・名古屋・福島地域まで、幅広いエリアで顧客ニーズに対応できるように展開しております。

なお、SIサービスの特徴として、準委任契約/派遣契約に基づく継続的な収益が期待されます。

(2) デジタルコンテンツサービス

クライアントの基幹システムの受託開発や、リアルサービスのデジタル化・HP制作・IoT化のニーズに応じて、最新の技術と想像力を駆使し、お客様のビジネスを支援するソリューションサービスとなります。

当社の属する業界環境は技術革新が著しく、開発案件の増加や新技術の開発等により、最新のITスキルを有した人材が求められる一方、IT業界の人材供給は限られており、慢性的な人材不足に直面する等、開発コストが増加する一因ともなっております。当該状況に置かれているクライアントに対して、幅広いニーズに迅速に対応できるスキル・技術等を提供しております。

なお、デジタルコンテンツサービスの特徴として、短期の請負契約に基づく高利益率の収益が期待されます。

(3) その他

主に飲食店舗等を営んでおります。

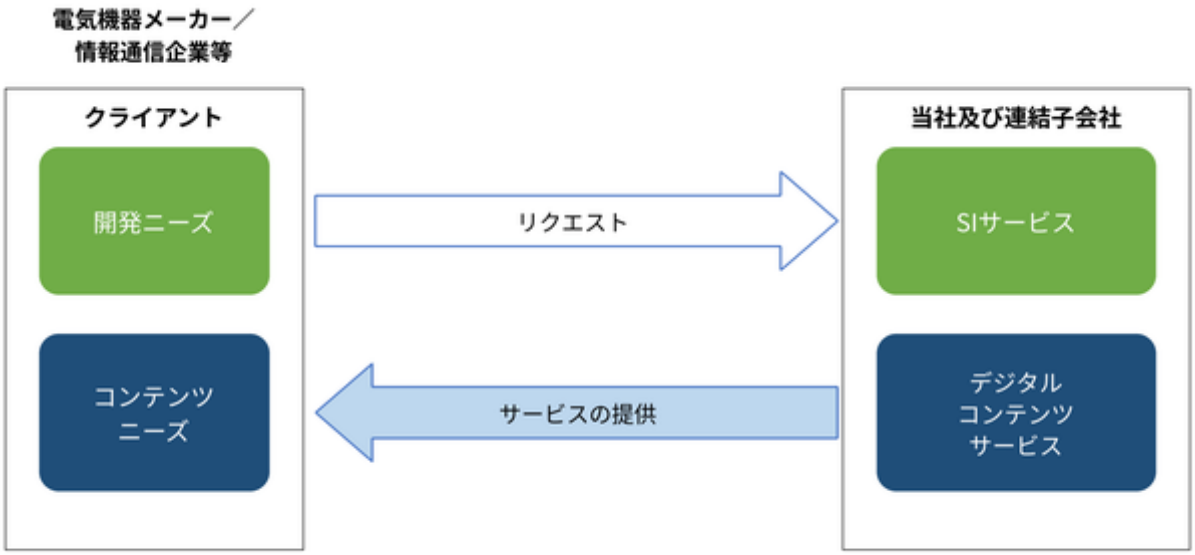

（事業の系統図）

クライアント				エム・デー・ビー株式会社 株式会社ファンタス
ニーズ		地域		
開発	システム開発 メンテナンス Web作成 サーバー構築等 クラウド・DX支援	東京	⇔	SI サービス
		東海	⇔	
コンテンツ	データ解析・処理 コンテンツ作成 各種研究受託	全国	⇔	デジタルコンテンツ サービス

４ 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金（千円）	主要な事業の内容	議決権の所有（又は被所有）割合（%）	関係内容
（連結子会社） 株式会社ファンタス	東京都新宿区	10,000	SIサービス	100.0	役員の兼任２名 エンジニア人材の提供

（注）１．「主要な事業の内容欄」には、セグメント情報等に記載された名称を記載しております。
２．特定子会社であります。
３．有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

５ 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年４月30日現在

事業部門の名称	従業員数（人）
ＳＩサービス	183(14)
デジタルコンテンツサービス	21(２)
全社（共通、その他）	24(３)
合計	228(19)

（注）１．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
２．当社グループの報告セグメントは情報ソリューション事業のみであるため、セグメント別の記載に代えて、事業別の従業員数を記載しております。
４．当社グループは、同一の従業員が複数の事業に従事する場合があります。
５．全社（共通、その他）として記載されている従業員数は、営業部門、本社管理部門等に所属しているものです。

(2) 発行者の状況

2026年４月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
194(19)	39.2	11.2	5,241

事業部門の名称	従業員数（人）
ＳＩサービス	151(14)
デジタルコンテンツサービス	21(２)
全社（共通、その他）	22(３)
合計	194(19)

（注）１．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
３．当社の報告セグメントは情報ソリューション事業のみであるため、セグメント別の記載に代えて、事業部門別の従業員数を記載しております。
４．当社は、同一の従業員が複数の事業に従事する場合があります。
５．全社（共通、その他）として記載されている従業員数は、営業部門、本社管理部門等に所属しているものです。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて、労働組合は結成されていませんが、労使関係は円満に推移しております。

第３ 【事業の状況】

１ 【業績等の概要】

当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較・分析の記載はしておりません。

(1) 業績

当連結会計年度における国内経済は、日銀の利上げ継続や物価上昇、株式市場の活性化、大手企業を中心とした賃上げをはじめとした雇用、所得環境が改善されたことにより、引き続き回復傾向がみられました。

しかし、先行きにつきましては、中東情勢が不安定になったことにより、国際情勢等の外的要因の不確実性が高まっております。

このような状況の中、当社グループは教育・採用活動を通じた成長原資である人材の育成と確保に努めるとともに、既存顧客とのリレーション強化に努めました。それにより、市場規模の拡大に伴い旺盛な需要が生じ、グループ内外のリソースが活用されたことにより、様々な顧客のニーズに対応することができました。

また、12月末に株式会社ファンタスの全株式取得を行い、翌期以降の取引規模の拡大を目指しております。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,355,598千円、営業利益175,989千円、経常利益186,796千円、親会社株主に帰属する当期純利益は105,488千円となりました。

当社グループの報告セグメントは情報ソリューション事業のみであり、その他の事業セグメントは開示の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は651,689千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローの収入は94,201千円となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益153,353千円が生じた一方で、売上債権の増加による影響が91,373千円生じたことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローの支出は40,725千円となりました。これは主に、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出が26,836千円あったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローの支出は32,064千円となりました。これは長期借入金の返済による支出が32,064千円生じたことによるものです。

２ 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループが提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(2) 受注状況

当社グループで行う事業は、情報システム人材を通じたサービス提供が中心となっております。当該事業ではその形態から受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を示すと、次のとおりです。

なお、当連結会計年度より連結財務諸表を作成していることから、前年同期比の記載を省略しております。

サービス区分	当連結会計年度 （自　2025年５月１日　至　2026年４月30日）	
	販売高	
	金額（千円）	前年同期比（%）
SIサービス	2,146,939	－
デジタルコンテンツサービス	169,038	－
その他	39,621	－
合計	2,355,598	－

(注) １．主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりです。

相手先	当連結会計年度 （自　2025年５月１日 至　2026年４月30日）	
	金額（千円）	割合（%）
NECソリューションイノベータ株式会社	815,180	34.6
日本電気株式会社	526,082	22.3

３ 【対処すべき課題】

(1) 経営方針

当社グループは、顧客ニーズの変化や技術革新が速い情報サービス産業において企業活動を展開しており、「常に一歩進んだシステムを提案、構築する人材集団を目指す」という目標を定め、常に変化する経営環境に対応し、付加価値の高い情報サービスを提供できるように努めております。

(2) 経営環境及び対処すべき課題

情報サービス産業におきましては、総務省「情報通信白書」においては、情報サービス業及びインターネット附随サービス業等は市場規模が増加傾向にあるため、IT人員が不足しており、今後も人材不足の傾向が継続すると見込まれております。

このような状況下において、当社の更なる事業の拡大に向けて対処すべき課題は、次のとおりです。

① 人材の確保

サービス産業においては、情報技術の進化スピードが速く、かつ、顧客ニーズの変化及び多様化が生ずることから、これに対応するためには優秀な人材の確保・育成が重要となります。

当社グループでは、研修制度の充実や資格獲得支援、福利厚生の充実等を通じて、優秀な人材の確保・育成に努めてまいります。

② 事業効率の向上

市場規模が拡大する一方で、人不足等によるコスト上昇要因も発生していることから、企業規模の拡大に伴う事業効率の向上が必要になります。このため、事業運営及び組織効率の向上を強化し、企業規模の拡大や事業環境の変化に対応した事業効率を構築してまいります。

③ 顧客ニーズへの対応

情報サービス産業においては、ビックデータの活用やIoT、フィンテックなどの新しい技術が開発され、顧客ニーズは絶えず変化し、かつ、多様化しております。

このような状況において、顧客とのコミュニケーションやマーケティングリサーチを通じて顧客ニーズを適切にとらえ、付加価値の高いサービスを提供できるように努めてまいります。

④ 技術の進化への対応

付加価値の高いサービスを提供するためには、新しい情報技術分野への対応力を構築することが求められます。当社では情報技術の動向調査・技術獲得につとめ、常に一歩進んだシステムを提案、構築できるよう努めてまいります。

⑤ 新規顧客・新規事業の開拓

常に進化する情報サービス産業においては、従来にはない、新しい分野における顧客や事業が発生することが見込まれます。このような市場環境において、営業人員の強化とマーケットリサーチに努め、多様化する市場に対応できるように努めてまいります。

4 【事業等のリスク】

本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況などに関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、以下の記載事項は、特に断りがない限り、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 景気変動のリスク

顧客のIT投資等は、経済状況や景気動向により影響を受ける可能性があり、日本経済が低迷・悪化した場合には、市場規模が縮小するおそれがあり、その場合には当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 技術革新によるリスク

情報サービス産業では、大幅な技術革新等の変化が生ずることがあります。当社グループでは多様な技術動向の調査・獲得に努めておりますが、技術革新等への対応が遅れた場合、業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 主要取引先への依存リスク

大手メーカー企業系、大手情報サービス企業系といった当社グループの主要取引先の経営方針等が大きく変更された場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 人材の確保と育成について

当社グループでは、優秀な人材の採用と育成に努めておりますが、優秀な人材が確保できない場合は、顧客ニーズや技術革新に対応できず、事業展開が制約され、事業計画を達成できない可能性があります。

(5) 安全衛生管理リスク

業務等においては計画外の事象による突発的な業務増加が発生することがあります。当社グループでは、従業員等の労働衛生を守るために適切な労務管理に努めておりますが、やむをえない要因によりこのような事象が発生した場合は、労働生産性の低下等により業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 法改正等のリスク

労働基準法や個人情報の保護に関する法律といった当社グループが事業を行うにあたって重要となる法令等が、社会状況等の変化等に応じて大きな改正が行われた場合、当社グループの事業運営体制等を見直すことが想定され、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 採算管理について

同業他社との競争で優位に立つため、より顧客ニーズに対応した付加価値の高い業務を提供することに努めておりますが、低価格帯での価格競争が増加した場合、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 情報セキュリティリスク

当社グループは、顧客企業の企業情報や個人情報などの機密情報を取り扱う場合があります。情報保護については、プライバシーマークを取得するとともに、教育及び監査を通じた社内管理体制の適切な運営に努め、設備面でもセキュリティ対策を実施しております。しかし、何かしらの事由により機密情報等が外部に漏洩した場合、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 災害等の発生について

地震、津波、大規模停電などの発生の影響により、運営に必要な人員体制や機器設備が確保できない場合、顧客との契約を履行することができず、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 創業者への依存について

当社の代表取締役社長である下茂奉文氏は、当社の創業者であり、当社発行済株式総数の88.8%を保有する大株主でもあります。当社グループでは役員等への権限移譲やコーポレート・ガバナンス体制の構築により、同氏に過度に

依存しない経営体制を整備しておりますが、何かしらの事情により同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合は、当社の財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

(11)配当政策

当社グループは財務体質の強化と成長投資の両立を図るため、これまで配当を実施しておりませんが、株主への利益配当は重要な経営課題と認識しております。

今後、将来の財務体質と内部留保の状況、当社グループを取り巻く事業環境等を勘案して、株主に対して利益還元を実施する所存でありますが、現時点においては配当実施の可能性及びその時期等は未定であります。

(12)J-Adviser との契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行なっております証券市場TOKYO PRO Marketに上場いたしました。当社では、フィリップ証券株式会社を担当J-Adviserに指定することについて、2025年４月18日にフィリップ証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser 契約解除に関する条項＞

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

（１）債務超過

甲がその連結会計年度の末日（連結財務諸表を作成していない場合には、当事業年度の末日）に債務超過 の状態である場合において（上場後３年間に終了する事業年度において債務超過となった場合を除く）、１年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という）第２条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第 48 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、２年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して２年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のａ及びｂに定める書類に基づき行う。

ａ 次の(ａ)から(ｃ)の場合の区分に従い、当該(ａ)から(ｃ)に規定する書面

（ａ）法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

（ｂ）産競法第 2 条第 21 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む）を行う場合当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

（ｃ）私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合、当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

ｂ 本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

（２）銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

（３）破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

ｂ 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

ｃ 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

（４）前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わない。

再建計画とは次のａないしｃの全てに該当する。

ａ 次の（ａ）又は（ｂ）に定める場合に従い、当該（ａ）又は（ｂ）に定める事項に該当すること。

（ａ）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（ｂ）甲が前号ｃに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

ｂ 当該再建計画に次の（ａ）及び（ｂ）に掲げる事項が記載されていること。

（ａ）当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

（ｂ）前ａの（ａ）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（ｂ）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

ｃ 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

（５）事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

ａ 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（ａ）又は（ｂ）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日

（ａ）TPM の上場株券等

（ｂ）上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

ｂ 甲が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

ｃ 甲が、前ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第３号ｂの規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

（６）不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（ｉ 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、ｖ 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらｉからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

（７）支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

（８）発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

（９）虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

ａ 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

ｂ 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(10) 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

(12) 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の ａ からg までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

ａ 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（甲が純粋持株会社である場合は、主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

(16) 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

(17) 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

(18) 株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を１株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

(19) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力等の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が東京証券取引所に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

(20) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

１．いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り１ヵ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

２．前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、１ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

３．本契約を解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を東京証券取引所に通知しなければならない。

５ 【重要な契約等】

該当事項はありません。

６ 【研究開発活動】

当連結会計年度の研究開発活動は、地球の環境に配慮した製品を開発すべく研究を日々重ねております。

当社グループでは、SIサービス及びデジタルコンテンツサービスを中心に事業を展開しておりますが、自社独自で開発を進め、将来的に自社製品としての展開も行えるよう、研究開発を行っております。

現状のセグメントはその他に区分されます。

現在の研究では、公共施設の電力需要最適化モデルの構築のための調査、検討を行いました。電力最適化モデルの構築を実現化することで、効率的な電力の消費が行え、余剰電力が削減することとなり、地球の環境対策に活かせるものと考えております。当連結会計期間における研究開発費の金額は11,946千円であります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度の末日において当社グループが判断したものです。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

連結財務諸表の作成にあたっては、資産、負債、収益、費用の金額に影響する見積り及び仮定が必要となる場合があります。これらは仮定の適切性、情報の適切性及び金額の妥当性に留意しながら会計上の見積りを行っておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は見積りと異なる場合があります。

なお、連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは、「第６【経理の状況】１【連結財務諸表等】(１)連結財務諸表【注記事項】(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

当連結会計年度の財政状態につきましては、次のとおりです。

①資産の部

総資産は1,438,150千円となりました。

流動資産につきましては、1,064,772千円となりました。主な内容は、現金及び預金674,456千円です。

固定資産につきましては、373,377千円となりました。主な内容は、のれん168,107千円及び繰延税金資産105,675千円です。

②負債の部

負債につきましては、負債合計は812,896千円となりました。

流動負債は545,957千円となりました。主な内容は、買掛金200,350千円及び未払金104,230千円です。

固定負債は266,939千円となりました。これは主に、退職給付に係る負債119,675千円によるものです。

③純資産の部

純資産につきましては、625,253千円となりました。主な内容は、利益剰余金580,390千円です。

(3) 経営成績の分析

「１【業績等の概要】（１）業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「４【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「１【業績等の概要】（２）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第４ 【設備の状況】

１ 【設備投資等の概要】

当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

当連結会計年度における設備投資総額は9,790千円であり、主なものとしては、全社共有施設（福利厚生施設の建物共有制の会員権）の購入9,790千円であります。

なお、当社SIサービスの神奈川県における事業拠点を東京都へ集約したことに伴い、横浜リサーチセンターを閉鎖しました。これに伴い、主に建物及び構築物の固定資産（帳簿価額10,786千円）を除却しております。

２ 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりです。

なお、当社の報告セグメントは情報ソリューション事業のみであるため、セグメント別の記載に代えてサービス区分別に記載しております。

（１）発行者

2026年４月30日現在

事業所名（所在地）	サービス区分	設備の内容	帳簿価額						従業員数（人）
			建物（千円）	機械及び装置（千円）	ソフトウエア（千円）	工具、器具及び備品（千円）	その他	合計（千円）	
本社 ほか３拠点 （東京都渋谷区等）	SIサービス デジタルコンテンツサービス	本社設備 拠点設備	3,834	279	1,700	922	5,519	12,255	181 (17)
ふくしまデジタル・コンテンツ・センタ（福島県双葉郡広野町）	デジタルコンテンツサービス	業務設備	0	―	―	0	―	0	13 (2)

（注）１．従業員数の（ ）は、臨時雇用者数を外書しております。

２．上記の他、他の者から賃借している設備の内容と年間賃借料は下記のとおりであります。

本社（10,793千円）、教育センター（7,806千円）、横浜リサーチセンター（6,011千円）、静岡センター（1,647千円）、名古屋センター（923千円）

（２）国内子会社

主要な設備はありません。

３ 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第５ 【発行者の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株)(2026年４月30日)	公表日現在発行数(株)(2026年7月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
計	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	―	―

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

決議年月日		2024年７月29日
付与対象者の区分及び人数	（名）	当社取締役（社外取締役を除く）　２名 当社従業員　170名
新株予約権の数※	（個）	501
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数※	（株）	普通株式　50,100 （注）１
新株予約権の行使時の払込金額※	（円）	（注）２
新株予約権の行使期間※		自　2026年７月30日 至　2034年７月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額※	（円）	発行価格　500 資本組入額　250（注）３
新株予約権の行使の条件※		①　新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。 ②　新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 ③　新株予約権の行使は、行使時において当社普通株式にかかる株式がいずれかの株式公開市場（特定取引所金融商品市場を除く）に上場していることを条件とする。 ④　その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項※		譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
新株予約権の取得条項に関する事項※		（注）４
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※		（注）５

※当事業年度の末日（2026年４月30日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在（2026年６月30日）において、これらの事項に変更はありません。

（注）１．新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が合併を行う場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

２．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）におけるTOKYO PRO Marketの当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値）とする。 なお、新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

① 当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} \times \text{調整前行使価額} = \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

② 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は（新株予約権の行使に基づく新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

③ 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、当社が株式交換完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

３．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じた１円未満の端数は、これを切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

４．新株予約権の取得条項

① 新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」欄の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設

ける定款の変更承認の議案

５．組織再編行為をする場合の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割又は新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）１．に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）２．に準じて決定する。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）３．に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の行使条件
「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得条項
上記（注）４．に準じて決定する。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2023年９月30日(注)	999,500	1,000,000	－	25,000	－	－

(注) 2023年９月８日の取締役会決議により、2023年９月30日付で普通株式1株を2,000株とする株式分割を実施しております。これにより、発行済株式総数は999,500株増加し、1,000,000株となっております。

(6) 【所有者別状況】

2026年４月30日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	－	－	－	1	－	－	4	5	－
所有株式数(単元)	－	－	－	1	－	－	9,999	10,000	－
所有株式数の割合(%)	－	－	－	0.01	－	－	99.99	100	－

(7) 【大株主の状況】

2026年４月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
下茂　奉文	東京都板橋区	887,900	88.79
下茂　和子	東京都板橋区	52,000	5.20
浜田　遵	千葉県千葉市中央区	30,000	3.00
金子　博	東京都練馬区	30,000	3.00
株式会社フューチャーシステムズ	埼玉県戸田市上戸田５丁目25番地	100	0.01
計	―	1,000,000	100.00

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年４月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	―	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,000,000	10,000	権利内容に何ら限定のない当社株式であり、単元株式数は100株です。
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	1,000,000	―	―
総株主の議決権	―	10,000	―

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、2024年７月29日開催の取締役会において決議されたものです。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日		2024年７月29日
付与対象者の区分及び人数※	（名）	当社取締役（社外取締役を除く）　２名 当社従業員　170名
新株予約権の数	（個）	「（２）新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額	（円）	同上
新株予約権の行使期間		同上
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	（円）	同上
新株予約権の行使の条件		同上
新株予約権の譲渡に関する事項		同上
新株予約権の取得条項に関する事項		同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		同上

※付与対象者の異動及び退職による権利の喪失により、公表日の前月末現在（2026年６月30日）の「付与対象者の区分及び人数」は当社取締役２名、当社従業員165名となっております。

２ 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】
該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

３ 【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の重要施策の一つと認識しております。

事業拡大に向けた積極的な投資や財務体質の強化等を優先し、過去において配当を実施しておりませんが、今後は内部留保の充実状況や株主への利益還元とのバランス等を踏まえて検討したいと考えております。内部留保資金につきましては、更なる事業の拡大に向け、事業資源への原資として有効に活用していく予定です。

当社は、中間配当及び期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当については株主総会によって決議いたします。当社は、取締役会の決議により毎年10月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

４ 【株価の推移】

(1) 【最近３年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第34期	第35期	第36期
決算年月	2024年４月	2025年４月	2026年４月
最高（円）	500	－	－
最低（円）	500	－	－

（注）１．最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。
２．当社株式は、2023年11月30日から東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

(2) 【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年11月	2025年12月	2026年１月	2026年２月	2026年３月	2026年４月
最高（円）	－	－	－	－	－	－
最低（円）	－	－	－	－	－	－

（注）１．最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。
２．2025年11月から2026年４月について売買実績はありません。

５ 【役員の状況】

男性６名　女性１名(役員のうち女性の比率14.3%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	下茂　奉文	1962年 ４月16日	1986年４月 NECソリューションイノベータ株式会社入社 1991年３月 当社設立代表取締役社長就任(現任)	(注)２	(注)６	887,900
取締役	―	浅野　加津彦	1963年 12月26日	1988年４月 日本ネットワーク株式会社入社 1996年８月 ティー・オー・エム株式会社入社 2007年１月 当社入社 2010年４月 当社取締役就任(現任)	(注)２	(注)６	―
取締役	―	加藤 元行	1954年 １月13日	1974年４月 日本電気株式会社入社 1991年10月 シンクス株式会社入社 1997年４月 森山工業株式会社入社 1998年10月 ティー・オー・エム株式会社入社 2007年１月 当社入社 2022年４月 当社取締役就任(現任)	(注)２	(注)６	―
取締役	―	藤井　寿	1980年 12月18日	2003年４月 新日本監査法人　入所 2010年11月 司法研修所　入所 2011年12月 公認会計士　登録 弁護士　登録 芝大門法律事務所　入所 2015年10月 防衛省再就職等監察官就任(現任) 2017年８月 リンクパートナーズ法律事務所入所（現任） 2019年７月 吉積ホールディングス株式会社社外監査役就任（現任） 2022年３月 シンクランド株式会社　社外監査役就任（現任） 2023年10月 株式会社ケアリッツ・テクノロジーズ社外監査役就任（現任） 2023年12月 株式会社Linc’well　取締役就任(現任) 2024年6月　公益財団法人佐々木泰樹育英会監事就任（現任） 2024年8月　当社社外取締役就任（現任） 2025年5月　株式会社レッドクリフ社外取締役就任（現任） 2026年1月　株式会社ティラド一時監査役就任(現任)	(注)２	(注)６	―

監査役	―	大川　紗苗	1996年 ５月29日	2019年４月 EY新日本有限責任監査法人入社 2022年８月 株式会社Aoiコンサルティング（現株式会社Aoi Plus）設立　代表取締役（現任） 2022年11月 税理士法人Aoiパートナーズ（現税理士法人Aoi Plus）設立　代表社員（現任） 2026年３月 株式会社セレス　社外取締役（監査等委員）（現任）	(注)５	(注)６	―
監査役	―	国近　宜裕	1988年 ５月10日	2011年４月 野村信託銀行株式会社　入社 2014年７月 有限責任あずさ監査法人　入所 2014年８月 公認会計士登録 2018年12月 株式会社G&Sソリューションズ入社（現任） 2019年11月 税理士法人G&Sソリューションズ代表社員　就任（現任） 2023年１月 当社社外監査役就任（現任）	(注)３	(注)６	―
監査役	―	成田　宗一郎	1986年 ８月６日	2014年２月 有限責任あずさ監査法人入所 2017年９月 PwCあらた有限責任監査法人入所 2019年７月 みずほ証券株式会社に出向 2022年12月 株式会社Mintoに入社 2023年５月 Dely株式会社に入社 2023年12月 ナリタ公認会計士事務所設立、代表（現任） 2024年２月 当社社外監査役就任(現任)	(注)４	(注)６	―
							887,900

（注）１．取締役の藤井寿氏は社外取締役、監査役の大川紗苗氏、国近宜裕氏及び成田宗一郎氏は社外監査役であります。

２．取締役の任期は、2025年7月29日開催の定時株主総会の決議を受け、2025年７月29日から2027年４月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

３．監査役の任期は、2023年９月13日開催の臨時株主総会の決議を受け、2023年９月13日から2027年４月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

４．監査役の任期は、2024年２月28日開催の臨時株主総会の決議を受け、2024年２月28日から2027年４月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

５．監査役の任期は、2026年７月29日開催の定時株主総会の決議を受け、2026年７月29日から2027年４月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

６．2026年４月期における役員報酬の総額については、「６【コーポレート・ガバナンスの状況等】(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】⑥役員報酬」に記載のとおりであります。

６ 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業経営の重要事項と位置付けております。株主をはじめ多様なステークホルダーとの適切な関係を維持し、社会に対する責任を果たしながら事業活動を行うことが、長期的な業績向上や持続的成長の目的達成に最も重要な課題のひとつと考えております。

このような認識に基づき、当社は、継続して法令遵守や経営の透明性確保など、コーポレート・ガバナンスの継続的な強化に努めていく方針です。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

1) 取締役会

当社の取締役会は、本発行者情報公表日時点で、取締役４名（うち社外取締役１名）で構成されており、毎月の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令で定められた事項のほか、経営に係る重要事項について、審議・決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督しております。

2) 監査役会

当社は監査役会を設置しており、本発行者情報公表日時点で、社外監査役３名で構成されており、毎月の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。毎月の監査役会の開催と取締役会への出席を含め、会社業務及び会計の監査を実施するとともに、取締役会や代表取締役の業務執行を、適正性及び適法性の観点から監査しております。

3) 内部監査

当社の内部監査は、内部監査人を主管とし、担当者２名を配置して業務に関する監査を実施しております。また、内部監査人に対する内部監査は総務課が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果及び改善点につきましては、内部監査人から代表取締役に対し、報告書及び改善要望書を提出する体制をとっております。また、監査役は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会への出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めております。

4) 会計監査

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、芦澤宗孝氏、清水巧氏の２名であり、永和監査法人に所属しております。継続監査年数につきましては、全員７年以内であるため、記載を省略しております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士５名です。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

5) リスク・コンプラインス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は、リスク・コンプライアンス体制の構築及び運用の強化を図るため、リスクの未然防止策、発生時の対処方法について協議・検討しております。リスク・コンプライアンス委員会は、原則として半期に１回及び必要に応じてその都度開催し、リスクマネジメント及びコンプライアンスに係る体制の構築及びその推進について必要な事項を協議しております。（委員長：代表取締役社長、その他構成員：取締役３名、総務、内部監査人、社外監査役３名）

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。

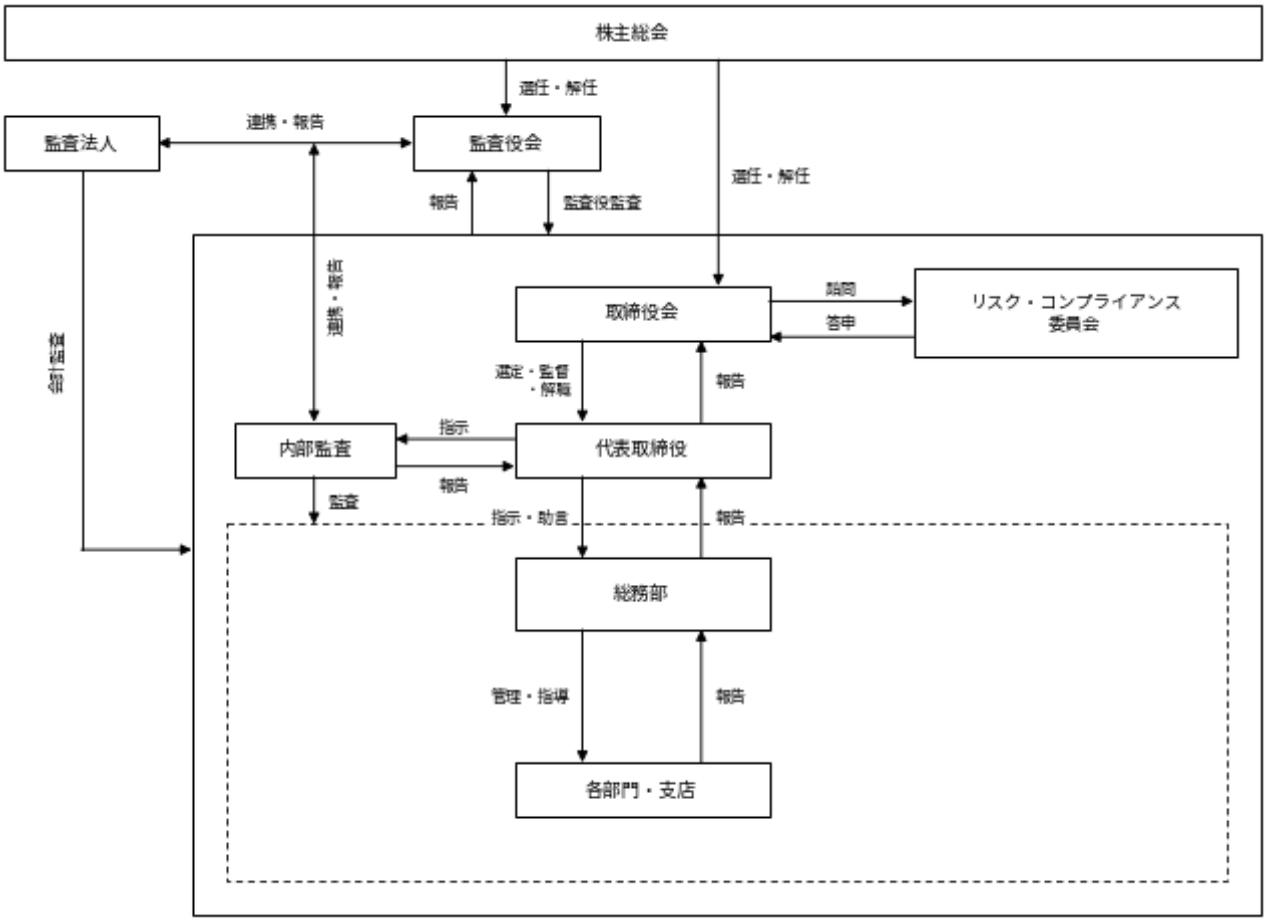

③ 内部統制システムの整備の状況について

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a)当社は、役職者全員が法令、定款及びその他社会規範を遵守するために、コンプライアンス規程を定め、高い倫理性とコンプライアンスの意識を持った行動の実践に努めます。この徹底を図るため、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、役職者全員に法令の遵守、社会倫理に則った行動に関する教育・啓蒙を実施いたします。

(b)取締役が他の取締役の法令及び定款に違反する可能性がある行為を予見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告する等ガバナンス体制を強化し、当該行為を未然に防止並びに迅速に共有いたします。

(c)コンプライアンス経営の強化を目的とする内部通報体制を構築し運用します。

(d)内部監査として業務執行部門とは独立した内部監査人を設け、独立した業務監視体制をとります。

(e)リスク・コンプライアンス委員会は定期的に、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討し、取締役会に報告を行います。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a)取締役の職務執行に係る情報については、各種規程に基づき、適切な保存及び管理を行います。また、取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

(b)情報管理規程に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のた

めの施策を継続的に実施しております。
(c)個人情報につきましては「個人情報管理基本規程」に基づき、厳重に管理しております。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、代表取締役社長が全体のリスクコントロールを統括します。代表取締役社長は、予め具体的なリスクを想定・分類し、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備し、リスク・コンプライアンス委員会委員会と連携し、各部署の日常的なリスク管理状況を評価・監視します。
なお、不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長を中心とした対策委員会を設置し、監査役、顧問弁護士、監査法人その他外部アドバイザーと連携し、損失を最小限にすべく迅速に行動します。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(a)定時取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況を監督します。
(b)当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、組織・業務分掌規程等の社内規程において、それぞれの責任者及びその責任ならびに執行手続きの詳細を定め、適正かつ効率的に業務が執行される体制を確保します。

5．当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社の各社の業務執行は、法令等の社会規範に則ると共に関係会社管理規程等の社内規程に基づき、管理・指導します。また、個別案件については、関連性の強い当社各部門が管理・指導・助言を行うほか、必要に応じ役職員を派遣し、業務の適正を確保します。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容(使用人の任命、異動、人事考課、賞罰等)については、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保します。

7．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査人は内部監査の結果等を報告します。また、取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、速やかに監査役へ報告します。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、監査法人、内部監査人との定期的な連携に努め、必要に応じて随時意見交換会を開催します。

9．内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を行うための体制
当社は、財務報告の信頼性を確保するために、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に確認・運用し、必要な是正を行います。

④ リスク管理体制の整備の状況
当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として総務部が情報の一元化を行っております。ま　た、当社は、

企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑤ 社外取締役との関係

当社は、社外から取締役として１名を選任しております。社外取締役の藤井寿氏は、弁護士及び公認会計士であり、豊富な専門的知見により、多方面から当社経営に対する監督機能を発揮いただけると判断し、選任しております。なお、当社と同氏の間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

⑥ 役員報酬

1）発行者の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	ストック・オプション	賞与	退職慰労金	
取締役（社外取締役を除く）	41,400	41,400	－	－	－	3
監査役（社外監査役を除く）	－	－	－	－	－	－
社外役員	9,600	9,600	－	－	－	4

（注）１．上記支給額の他、使用人兼務役員の使用人給与相当額（賞与を含む）として9,989千円を支給しております。

２．役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、取締役及び監査役の報酬については報酬限度額を定時株主総会で決議しております。具体的な報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

⑦ 社外監査役との関係について

当社の社外監査役は３名です。なお、社外監査役は、当社との間に特別な利害関係を有しておらず、一般株主との利益相反の恐れはありません。社外監査役の大川紗苗氏、国近宜裕氏及び成田宗一郎氏は、公認会計士であり、経営、会計・税務、法務面の高い知見により、多方面から当社経営に対する監督を行い、必要に応じて意見を述べております。

⑧ 取締役及び監査役の定数当社の取締役は５名以内、監査役は５名以内とする旨を定款で定めております。

⑨ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪　自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第２項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑫ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

⑬ 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、社外監査役との間において、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑭ 中間配当金の決定方法

当社は、会社法第454条第５項の規定により、取締役会の決議によって、毎年10月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑮ 株式の保有状況

１．投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、関係会社株式を除く保有株式について、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は配当の受領により利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、事業提携の構築・強化、研究開発の推進、新規事業の創出等、当社の事業戦略上の目的をもって保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

２．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

（銘柄数及び貸借対照表計上額）

	銘柄数 （銘柄）	貸借対照表計上額の 合計額（千円）
非上場株式	2	0
非上場株式以外の株式	1	138

（当事業年度において株式数が増加した銘柄）

	銘柄数 （銘柄）	株式数の増加に係る取得価額の合計額（千円）	株式数の増加の理由
非上場株式	2	※　9,980	新規事業開発における協力関係の構築のため、保有しております
非上場株式以外の株式	1	138	新規顧客獲得や事業における協力関係の構築のため、保有しております

※当事業年度末において回収可能性を検討し、9,979千円の投資有価証券評価損を計上しております。

３．保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数（銘柄）	貸借対照表計上額の合計額（千円）	銘柄数（銘柄）	貸借対照表計上額の合計額（千円）
非上場株式	－	－	－	－
非上場株式以外の株式	2	52,806	4	28,946

区分	当事業年度		
	受取配当金の合計額（千円）	売却損益の合計額（千円）	評価損益の合計額（千円）
非上場株式	－	－	－
非上場株式以外の株式	88	10,717	30,761

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

最近連結会計年度		
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	14,400	－
連結子会社	－	－
計	14,400	－

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査日数、監査人員数、当社の規模、特性等を勘案したうえで、監査役会の同意のもと決定しております。

第６ 【経理の状況】

１　連結財務諸表の作成方法について

(1)当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2)当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第３項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

(3)当連結会計年度(2025年５月１日から2026年４月30日まで)は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っておりません。

２　監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、当連結会計年度（2025年５月１日から2026年４月30日まで）の連結財務諸表について、永和監査法人により監査を受けております。

３　連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についても的確に把握することができる体制を整備するため、印刷会社等の主催するセミナーへの参加や、社内研修等を行っており、連結財務諸表等の適正性の確保に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

（単位：千円）

	当連結会計年度 (2026年４月30日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	674,456
売掛金	353,718
その他	36,597
流動資産合計	1,064,772
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物	※１　42,480
その他	※１　23,878
減価償却累計額	△55,962
有形固定資産合計	10,396
無形固定資産	
のれん	168,107
その他	2,028
無形固定資産合計	170,135
投資その他の資産	
投資有価証券	52,944
破産更生債権等	33,794
繰延税金資産	105,675
その他	34,225
貸倒引当金	△33,794
投資その他の資産合計	192,845
固定資産合計	373,377
資産合計	1,438,150

（単位：千円）

	当連結会計年度 （2026年４月30日）
負債の部	
流動負債	
買掛金	200,350
1年内返済予定の長期借入金	30,572
未払金	104,230
未払法人税等	24,208
賞与引当金	80,901
その他	105,693
流動負債合計	545,957
固定負債	
長期借入金	49,820
退職給付に係る負債	119,675
資産除去債務	27,134
その他	70,309
固定負債合計	266,939
負債合計	812,896
純資産の部	
株主資本	
資本金	25,000
利益剰余金	580,390
株主資本合計	605,390
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	19,862
その他の包括利益累計額合計	19,862
純資産合計	625,253
負債純資産合計	1,438,150

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

（単位：千円）

	当連結会計年度 （自2025年５月１日 至2026年４月30日）
売上高	※１　2,355,598
売上原価	1,876,213
売上総利益	479,385
販売費及び一般管理費	※２　303,395
営業利益	175,989
営業外収益	
受取利息	1,155
受取配当金	88
助成金収入	10,651
その他	286
営業外収益合計	12,181
営業外費用	
支払利息	1,374
営業外費用合計	1,374
経常利益	186,796
特別利益	
投資有価証券売却益	10,717
特別利益合計	10,717
特別損失	
減損損失	※３　25,083
投資有価証券評価損	9,979
関係会社株式評価損	300
固定資産除却損	※４　8,796
特別損失合計	44,159
税金等調整前当期純利益	153,353
法人税、住民税及び事業税	58,568
法人税等調整額	△10,702
法人税等合計	47,865
当期純利益	105,488
非支配株主に帰属する当期純利益	－
親会社株主に帰属する当期純利益	105,488

【連結包括利益計算書】

（単位：千円）

	当連結会計年度 （自2025年５月１日 至2026年４月30日）
当期純利益	105,488
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	16,143
その他の包括利益合計	※１　16,143
包括利益	121,631
（内訳）	
親会社株主に係る包括利益	121,631

③ 【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自2025年５月１日　至2026年４月30日)

(単位：千円)

	株主資本			その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	25,000	474,902	499,902	3,719	3,719	503,621
当期変動額						
親会社株主に帰属する当期純利益		105,488	105,488			105,488
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				16,143	16,143	16,143
当期変動額合計	－	105,488	105,488	16,143	16,143	121,631
当期末残高	25,000	580,390	605,390	19,862	19,862	625,253

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	当連結会計年度 （自2025年５月１日 至2026年４月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	153,353
受取利息及び受取配当金	△1,243
支払利息	1,374
助成金収入	△10,651
投資有価証券売却益	△10,717
関係会社株式評価損	300
投資有価証券評価損	9,979
固定資産除却損	8,796
減損損失	25,083
減価償却費	11,213
売上債権の増減額(△は増加)	△91,373
仕入債務の増減額(△は減少)	81,739
未払金の増減額(△は減少)	△14,830
未払消費税等の増減額(△は減少)	△8,946
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	14,804
その他	△1,947
小計	166,933
利息及び配当金の受取額	1,243
助成金収入	10,651
利息の支払額	△1,374
法人税等の支払額	△83,252
営業活動によるキャッシュ・フロー	94,201
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資有価証券の取得による支出	△9,980
投資有価証券の売却による収入	11,720
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得に係る支出	※２　△26,836
有形固定資産の取得による支出	△1,570
無形固定資産の取得による支出	△2,000
定期預金の預入による支出	△3,500
その他	△8,558
投資活動によるキャッシュ・フロー	△40,725

（単位：千円）

	当連結会計年度 （自2025年５月１日 至2026年４月30日）
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△32,064
財務活動によるキャッシュ・フロー	△32,064
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	21,412
現金及び現金同等物の期首残高	630,276
現金及び現金同等物の期末残高	※１　651,689

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1　連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

株式会社ファンタス

(連結範囲の変更)

2025年12月26日の株式取得に伴い、株式会社ファンタスは当連結会計年度より連結子会社となりました。なお、みなし取得日を連結子会社の決算日（2026年３月31日）としているため、当連結会計年度は貸借対照表のみを連結しております。

(2) 主要な非連結子会社名

MDBプランニング㈱

MDB　Corporation　Ltd

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社２社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2　持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

非連結子会社の名称

MDBプランニング㈱

MDB Corporation Ltd

(持分法を適用しない理由)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響は軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、3月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4　会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

a.子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

b.その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均

法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

原材料

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりです。

建物	15～20年
機械装置	４～17年
工具器具備品	４～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4)退職給付に係る会計処理の方法

当社グループは、退職給付型の退職一時金制度と確定拠出金制度を採用しております。

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5)のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間(10年)にわたって、均等償却を行うこととしております。

(6)重要な収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に顧客からの準委任契約によるデジタル人材を通じた業務提供サービスと受託開発契約に基づく受託開発業務、その他に区分されます。顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常、履行義務充足後の概ね２か月以内に期日が到来することから、契約に重要な金融要素は含まれません。

【デジタル人材業務】

ソフトウエア開発現場やシステム運営開発現場における、ITエンジニアの技術力と労働サービスを提供することが履行義務であり、顧客との準委任契約に基づいて、契約期間にわたり労働時間の経過につれて履行義務が充足されるものと判断し、顧客との準委任契約に基づく月額の契約金額をもとに一定期間で収益を認識しております。

【受託開発業務】

受託開発（各種受注制作のソフトウエア開発）については、契約期間がごく短い契約については完了時に収益を認識することとし、それ以外で一定の期間にわたり充足される履行義務と判断されるものについては、履行義務の充足に係る進捗度を見積り総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

【その他】

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、一部取引については、当社が代理人に該当する代理店販売と判断し、純額で収益を認識しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）

1．繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	当連結会計年度
繰延税金資産	105,675千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、将来の事業計画に基づく課税所得を合理的に見積り、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。課税所得の見積りについては、事業環境や市場環境等を考慮した事業計画を基礎としております。なお、将来において課税所得の見積りの基礎となる事業環境等の変化により、課税所得の見積りに変化が生じた場合は、将来における一時差異の解消金額や繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

2．のれんの評価

① 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	当連結会計年度
のれん	168,107千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、企業結合で発生したのれんを支配獲得日（取得日）に資産として認識しています。のれんは、取得対価の公正価値が、支配獲得日における識別可能資産及び負債の時価を上回る場合にその超過額として測定されます。なお、取得対価は事業計画を前提とした将来キャッシュ・フローに超過収益力を含めて決定しており、のれんはその効果の及ぶ期間にわたって、定額法により規則的に償却しております。また取得時に見込んだ超過収益力が将来にわたって発現するかに着目し、事業計画に基づく売上高や営業損益等をモニタリングすることによって、のれんの減損の兆候の把握、減損損失の認識の判断を行っております。

主要な仮定は、当該子会社の事業計画における将来キャッシュ・フローの見積りにおける収益性とその裏付けとなる人材の継続になります。主要な仮定について、経営者は妥当と判断しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、前提とした状況が変化すれば超過収益力の減少に基づくのれんの減損の兆候の把握、減損損失の認識の検討結果が異なる可能性があります。

（未適用の会計基準等）

（リースに関する会計基準等）

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年９月13日 企業会計基準委員会）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年９月13日 企業会計基準委員会）等

(1)概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028 年４月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額につきましては、現時点で評価中であります。

（連結貸借対照表関係）

※１　圧縮記帳

国庫補助金等により取得した固定資産から直接減額している圧縮記帳累計額は次のとおりであります。

	当連結会計年度 （2026年４月30日）
圧縮記帳額	172,170千円
（うち、建物）	148,081〃
（うち、機械及び装置）	18,252〃
（うち、工具、器具及び備品）	5,836〃

(連結損益計算書関係)

※1　顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）　1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 （自　2025年５月１日 至　2026年４月30日）
給料手当	83,462千円
役員報酬	51,000〃
支払報酬	28,605〃
地代家賃	23,800〃
研究開発費	11,946〃
賞与引当金繰入額	5,641〃
減価償却費	758〃

※3　減損損失

(1)減損損失の金額

当社グループは以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
ふくしまデジタル・コンテンツ・センタ （福島県双葉郡広野町）	事業資産	ソフトウエア	25,083千円
合計			25,083千円

(2)資産のグルーピングの方法

当社グループの報告セグメントは情報ソリューション事業のみであることから、事業単位をキャッシュ・フローを生み出す最小単位として資産のグルーピングを行っておりますが、遊休資産及び処分予定資産については、個々の資産ごとにグルーピングを行っております。

(3)減損損失の計上に至った経緯

当該ソフトウェアは顧客からの受託開発を行うために購入しましたが、受注状況が当初想定を下回り、期末日時点においては遊休状態となりました。このため、当該帳簿価額を使用価値等の回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。なお、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、回収可能価額を零として評価しており、割引率を使用しておりません。

※４　固定資産除去損の内容は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 （自2025年５月１日 至2026年４月30日）
建物	1,425千円
建物附属設備	923千円
造作設備	6,447千円
工具器具備品	0千円
計	8,796千円

（連結包括利益計算書関係）

※１　その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税額及び税効果額

（千円）

	当連結会計年度 （自2025年５月１日 至2026年４月30日）
その他有価証券評価差額金	
当期発生額	31,641
組替調整額	△6,640
法人税等及び税効果調整前	25,001
法人税等及び税効果額	△8,858
その他有価証券評価差額金	16,143
その他の包括利益合計	16,143

（連結株主資本等変動計算書関係）

当連結会計年度（自2025年５月１日　至2026年４月30日）

１　発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	1,000,000	－	－	1,000,000

２　自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３　新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４　配当に関する事項

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※１　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 （自2025年５月１日 至2026年４月30日）
現金及び預金	674,456千円
預入期間が３か月を超える定期預金	△37,411〃
その他（預け金）	14,644〃
現金及び現金同等物	651,689千円

※２　株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たに株式会社ファンタスを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式会社ファンタスの取得価格と株式会社ファンタス取得のための支出（純額）との関係は次のとおりです。

流動資産	76,463	千円
固定資産	6,093	〃
のれん	168,107	〃
流動負債	△28,626	〃
固定負債	△72,038	〃
株式の取得価格	150,000	〃
現金及び現金同等物	△48,163	〃
未払金の増減額	△75,000	〃
差引：取得のための支出	26,836	〃

（金融商品関係）

1　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また資金調達については主に銀行等金融機関からの借入により行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金については、そのほとんどが３ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。借入金は金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②　資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2　金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」については、現金であること、および預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。また、「売掛金」「買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当連結会計年度(自2025年５月１日　至2026年４月30日)

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（１）投資有価証券 　その他有価証券	52,944	52,944	－
資産計	52,944	52,944	－
（１）長期借入金 （１年以内返済予定を含む）	80,392	79,571	△820
負債計	80,392	79,571	△820

（注）１．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	674,456	－	－	－
売掛金	353,718	－	－	－
合計	1,028,175	－	－	－

２．長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
長期借入金	30,572	28,573	20,953	294	－	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	52,944	－	－	52,944
資産計	52,944	－	－	52,944

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
株式	0	－	－	0

長期借入金	－	79,571	－	79,571
負債計	－	79,571	－	79,571

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

長期借入金

残存期間における元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（有価証券関係）

当連結会計年度（自2025年５月１日　至2026年４月30日）

１　その他有価証券

区分	連結貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	52,806	22,044	30,761
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	138	138	－
合計	52,944	22,182	30,761

２　連結会計年度中に売却したその他有価証券

区分	売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
株式	11,720	10,717	－
合計	11,720	10,717	－

３　減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において有価証券について10,279千円（その他有価証券の株式9,979千円、関係会社株式300千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50％以上下落した場合にはすべて減損処理を行っております。

また、時価の無い株式については、実質価額が取得原価に比べ50％以上下落した場合に回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（退職給付関係）

当連結会計年度（自　2025年５月１日　至　2026年４月30日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

また、連結子会社である株式会社ファンタスにおいては確定拠出型の制度として中小企業退職金共済制度(中退共)を採用しております。

２．簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

（千円）

	当連結会計年度 （自　2025年５月１日 至　2026年４月30日）
退職給付に係る負債の期首残高	104,871
退職給付費用	14,873
退職給付の支払額	△69
退職給付に係る負債の期末残高	119,675

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

（千円）

	当連結会計年度 （2026年４月30日）
非積立型制度の退職給付債務	119,675
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	119,675

退職給付に係る負債	119,675
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	119,675

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用　　当連結会計年度　　14,873千円

３．確定拠出制度

連結子会社である株式会社ファンタス社は、2025年12月26日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。なお、みなし取得日を連結子会社の決算日（2026年３月31日）としているため、当連結会計年度は貸借対照表のみ連結しております。このため、当連結会計年度における注記対象となる拠出金額はありません。

（ストック・オプション等関係）

1．ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

決議年月日	2024年７月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役　　２名 当社の従業員　170名
株式の種類別のストック・オプションの数(株)　(注)	普通株式　51,600株
付与日	2024年８月13日
権利確定条件	①　新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。 ②　新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 ③　新株予約権の行使は、行使時において当社普通株式にかかる株式がいずれかの株式公開市場（特定取引所金融商品市場を除く）に上場していることを条件とする。 ④　その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	期間の定めなし
権利行使期間	2026年７月30日～ 2034年７月29日

（注）　株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2026年４月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

会社名	発行者
決議年月日	2024年７月29日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	50,700
付与	－
失効	600
権利確定	－
未確定残	50,100
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	－
権利確定	－
権利行使	－
失効	－
未行使残	－

② 単価情報

会社名	発行者
決議年月日	2024年７月29日
権利行使価格(円)	500
行使時平均株価(円)	―
付与日における公正な評価単価(円)	―

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、発行者が未公開企業であったため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位あたりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、直近取引事例及び純資産法等を参考にしております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

（１）当連結会計年度末における本源的価値の合計額

－千円

（２）当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

－千円

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 （2026年４月30日）
繰延税金資産	
繰越欠損金	5,411千円
退職給付に係る負債	63,802 〃
賞与引当金	28,663 〃
貸倒引当金	11,973 〃
減損損失	18,892 〃
資産除去債務	9,613 〃
減価償却費	577 〃
未払事業税	2,637 〃
棚卸資産評価損	12,082 〃
投資有価証券評価損	3,535 〃
その他	5,610 〃
繰延税金資産小計	162,800千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	△2,889 〃
将来減産一時差異等の合計に係る評価性引当額	△42,760 〃
繰延税金資産合計	117,149千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△10,898 〃
資産除去債務に対応する除去費用	△239 〃
その他	△335 〃
繰延税金負債合計	△11,474 〃
繰延税金資産純額	105,675千円

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰越税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度（2026年４月30日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金※	－	－	－	－	－	5,411	5,411
評価性引当金	－	－	－	－	－	△2,889	△2,889
繰延税金資産	－	－	－	－	－	2,521	2,521

※税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2026年４月30日)
法定実効税率	34.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1%
中小企業等軽減税率等	△7.0%
住民税均等割等	0.8%
評価性引当額の増減	2.8%
寄付金控除	△0.8%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.2%

（企業結合等関係）

取得による企業結合

１．企業結合の概要

（１）被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称

株式会社ファンタス

事業の内容

ネットワーク運用・保守、システム運用・保守、移動体通信システム運用保守監視に伴う業務全般

（２）企業結合を行った主な理由

被取得企業の人材や開発・運営ノウハウ等を取り込み、当社グループの成長を促進するため。

（３）企業結合日

2025年12月26日

（４）企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

（５）結合後企業の名称

変更ありません。

（６）取得した議決権比率

100%

（７）取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものであります。

２．連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2026年３月31日をみなし取得日としているため、貸借対照表のみを連結しており、当連結会計年度に係る連結損益計算書に被取得企業の業績は含まれておりません。

３．被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価　現金150,000千円（うち、期末未払額75,000千円）

取得原価　150,000千円

４．主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー業務に対する報酬等　1,800千円

５．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

（１）発生したのれんの金額

168,107千円

（２）発生原因

主として当社と株式会社ファンタスとの事業におけるシナジーによって期待される超過収益力です。

（３）償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

６．企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	76,463千円
固定資産	6,093
資産合計	82,556
流動負債	28,626
固定負債	72,038
負債合計	100,664

７．企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の合理的な算定が困難なため、計算しておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

主にふくしまデジタル・コンテンツ・センタの土地賃借契約に係る原状回復義務、オフィス等の賃貸借契約に係る原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

主に使用見込期間を取得から15年～20年と見積り、割引率は1.11％～1.53％を用いて資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自2025年５月１日 至2026年４月30日)
期首残高	32,441千円
有形固定資産の除去による減少額	5,760〃
時の経過による調整額	453〃
期末残高	27,134千円

（収益認識関係）

当連結会計年度（自　2025年５月１日　至　2026年４月30日）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

サービスカテゴリー別	当連結会計年度 （自　2025年５月１日 至　2026年４月30日）
SIサービス	2,146,939千円
デジタルコンテンツサービス	169,038
その他	39,621
顧客との契約から生じる収益	2,355,598
外部顧客への売上高	2,355,598

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「注記事項（重要な会計方針）(6).収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	当連結会計年度 2026年４月30日
契約資産（期首残高）	－
契約資産（期末残高）	－
契約負債（期首残高）	1,020
契約負債（期末残高）	290

（注）1.契約資産は、システム改修契約について期末日時点で完了しているが未請求の対価に対す当社の権利に関するものであります、契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該対価は、個々の契約に定めれた支払条件に従って請求し、受領しております。

2.顧客との契約から生じた契約負債は、連結貸借対照表上「前受金」に含まれております。

3.契約負債は、SIサービスやデジタルコンテンツサービス等の提供に係る前受代金相当額であります。契約負債は収益の認識に伴い、取り崩されます。

4.当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は906千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、残存履行義務に配分した取引価格については、契約期間が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの報告セグメントは情報ソリューション事業のみであり、その他の事業セグメントは開示の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度(自　2025年５月１日　至　2026年４月30日)

１　製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	SIサービス	デジタルコンテンツサービス	その他	合計
外部顧客への売上高	2,146,939	169,038	39,621	2,355,598

２　地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高が無いため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
NECソリューションイノベータ株式会社	815,180	情報ソリューション事業
日本電気株式会社	526,082	情報ソリューション事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度(自　2025年５月１日　至　2026年４月30日)

当社グループの報告セグメントは情報ソリューション事業のみであり、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度(自　2025年５月１日　至　2026年４月30日)

当社グループの報告セグメントは情報ソリューション事業のみであり、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度(自　2025年５月１日　至　2026年４月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

当連結会計年度(自2025年５月１日　至2026年４月30日)

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	当連結会計年度 （自2025年５月１日 至2026年４月30日）
１株当たり純資産額	625.25円
１株当たり当期純利益	105.48円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当連結会計年度 （自2025年５月１日 至2026年４月30日）
１株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	105,488
普通株主に帰属しない金額(千円)	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	105,488
普通株式の期中平均株式数(株)	1,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権501個 （普通株式50,100株） 詳細は「第５【発行者の状況】１【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

３．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当連結会計年度 (2026年４月30日)
純資産の部の合計額(千円)	625,253
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	－
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	625,253
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	1,000,000

(重要な後発事象)

取得による企業結合に係る取得対価の減額

当社は、2025年12月26日に株式会社ファンタスの全株式を取得し、2026年３月31日をみなし取得日として連結子会社といたしました。当該株式取得に係る株式譲渡契約においては、譲渡代金の調整に関する特約が定められており、同特約に基づき、当連結会計年度の末日後において、取得対価の減額が確定いたしました。その概要は次のとおりであります。

１．取得対価の減額の内容及び理由

株式譲渡契約に定める譲渡代金の調整特約に基づき、対象期間（契約締結日が属する月末から2026年５月末まで）における株式会社ファンタスの常勤稼働事業人員の減少率に応じて、譲渡対価を減額するものであります。

２．減額の金額

減額金額　20,833千円

これにより、翌連結会計年度において取得原価は150,000千円から129,167千円となり、企業結合の注記に記載した期末未払額75,000千円は、54,167千円となります。なお、当該最終支払は2026年６月30日に行っております。

３．当該事象が連結財務諸表に与える影響

上記の取得対価の減額に伴い、のれんの金額が20,833千円減少し、168,107千円から147,274千円となります。なお、当連結会計期間における連結損益計算書に与える影響はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期末残高（千円）	平均利率（%）	返済期限
１年以内に返済予定の長期借入金	－	30,572	1.54	―
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）	－	49,820	1.53	2027年～2029年
合計	－	80,392	－	―

（注）１．当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、期首残高は記載しておりません。
２．「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
３．長期借入金の連結決算日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額

区分	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）
長期借入金	28,573	20,953	294	－

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第７ 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第８ 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	５月１日から翌年４月30日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から３か月以内
基準日	毎年４月30日
株券の種類	―
剰余金の配当の基準日	毎年10月31日、毎年４月30日
１単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	 東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社　全国各支店 無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 当社の公告掲載のURLは、次のとおりです。 https://www.mdb.co.jp
株主に対する特典	―

(注)当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第１ 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026 年 7 月 29 日

エム・デー・ビー株式会社
　取締役会 御中

永和監査法人
東京都中央区
指定社員 業務執行社員　公認会計士　芦澤宗孝
指定社員 業務執行社員　公認会計士　清水　巧

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第３項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエム・デー・ビー株式会社の 2025 年５月１日から 2026 年４月 30 日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エム・デー・ビー株式会社及び連結子会社の 2026 年４月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づい

て継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。